

宮崎市市民活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民活動を推進するため、市民活動団体等が実施する活動に対して、その自主性を尊重しつつ宮崎市市民活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年宮崎市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「市民活動」とは、宮崎市市民活動推進条例（平成13年宮崎市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する活動をいう。

2 この要綱において、「市民活動団体」とは、条例第2条第1項に規定する活動を行う団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、前条第2項に規定する団体かつ宮崎市民活動センターに登録している団体で、次の各号に該当する団体とする。

- 一 宮崎市内で市民活動をする団体。
- 二 規約・会則等を持ち自主的で継続的な活動のできる団体。
- 三 3名以上で構成されている団体。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象団体としない。

- 一 宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者が所属する場合。
- 二 特定非営利活動法人で特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していない場合。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民活動団体が実施する市民活動であって、かつ、市長が当該市民活動の内容、時期、経費等が市民活動を推進するため適当と認めた事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 始業期支援事業は、団体の自立を促進するのに効果的な事業で、創造性、継続性、公益性等の高い事業。
- 二 成長期支援事業は、活動期間が1年以上の団体が主体性をもち、団体の資質を向上するのに効果的な事業で、創造性、継続性、公益性等の高い事業。なお、成長期支援事業は、単独型、市との協働型（以下「協働型Ⅰ」という。）、地域まちづくり推進委員会との協働型（以下「協働型Ⅱ」という。）の3コースとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

- 一 主たる効果の対象が宮崎市民でない事業。
- 二 国又は地方公共団体から他の制度による補助等を受ける事業。

(補助金の額と交付限度回数)

第5条 前条第1項第1号及び第2号の補助対象事業に要した経費のうち補助の対象となる経費(以下、補助対象経費という。)は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、総事業費から当該事業に係る収入を除いた額又は、次の各号に定める額のいずれか低い額を限度として市長が定める。

一 始業期支援事業は、10万円以内とする。

二 成長期支援事業については、単独型は補助対象経費の80%以内の額(当該額が50万円を超えるときは、50万円)とし、協働型Ⅰ及び協働型Ⅱは補助対象経費の100%以内の額(当該額が50万円を超えるときは、50万円)とする。

3 補助金の交付回数の限度については、次の各号に定める回数とする。

一 始業期支援事業は、1団体につき1回のみとする。

二 成長期支援事業(単独型、協働型Ⅰ、協働型Ⅱ)は、1団体につき各コース3回までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に関係書類を添えて宮崎市市民活動支援補助金申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際しては、条例第10条に規定する宮崎市市民活動推進委員会の意見を聴くものとする。

(審査結果の通知)

第8条 市長は補助対象事業を採択したときは、宮崎市市民活動支援補助金採択通知書(様式第2号)又は補助事業に該当しない場合は、宮崎市市民活動支援補助金不採択通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条に規定する補助金額の採択の通知を受けた申請者は、速やかに規則第3条に基づく補助金等交付申請書により、市長に補助金の交付を申請するものとする。

(補助金の交付の決定及び交付)

第10条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、規則第5条に基づく補助金等交付決定書により申請者に交付の決定を通知する。

2 事業の性質上事業の終了前に交付することが適当と市長が認める場合は、前項の規定により決定した補助金等の全部又は一部を概算払いにより交付し、事業完了後に精算するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業の完了後、30日以内に規則第11条に基づく補助事業実績報告書（様式第4号）及び関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、その成果が補助金等の交付内容又は付した条件に適合すると認めるときは、規則第12条に基づく補助金等交付確定通知書により通知するものとする。

(交付の取り消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- 一 補助金等の交付の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- 二 虚偽その他不正な行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- 三 補助事業の開催が中止となったとき。
- 四 まちづくり環境整備事業及び中山間地域支援事業で助成を受けて整備を行った施設等を、市長の許可なく3年以内に別の用途に転用、又は別の者に譲渡したとき。
- 五 市長が不相当と認めるとき。

(補助の範囲)

第14条 補助金の財源は条例第14条で規定する宮崎市市民活動支援基金（以下「基金」という。）とする。

- 2 第4条第1項第1号及び第2号の当該年度における補助対象事業への補助金は上限を600万円とし、前年度の基金への市民からの寄附額に1.5を乗じた額又は300万円のいずれか大なるほうの範囲で交付するものとする。
- 3 特に市長が必要と認める場合には、前項の規定を超えて補助金を交付できるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行し、平成13年8月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年5月9日から施行し、この要綱による改正後の規定は平成18年4月1日から適用する。

(検討)

- 2 市長は、第4条第1項第3号に定める「中心市街地まちづくり支援事業」及び、第4号に定める「三町まちづくり支援事業」の平成19年度以降の補助のあり方について、平成18年度の状況を踏まえた上で検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

(検討)

- 2 市長は、第4条第1項第3号に定める「中心市街地まちづくり支援事業」の平成20年度以降の補助のあり方について、平成19年度の状況を踏まえた上で検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の規定を適用する。

別表（第5条第1項関係）

費 目	経 費 の 種 類
1 報償費	講師・専門家等へ謝礼（5万円以内のものに限る。）、調査・研究等に係る報償費等
2 旅費	交通費（日常の活動に要するものを除く。）、通行料金、宿泊費等
3 需用費	資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷費、材料費、消耗品費等
4 役務費	翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料等
5 使用料及び 賃借料	会場使用料、車両・機具等の賃借料等
6 その他の経 費	その他市長が認める経費